

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）第2条第2項の規定により、岩手県立高田松原野外活動センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

区 分		単 位		利用料金			
				小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般	
運動広場	貸切使用	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	円 570	円 860	円 1,150	
			回数使用（12回につき）	5,700	8,600	11,500	
	区分使用	1時間までごとに 1区分ごとに	普通使用（1回につき）	290	430	580	
			回数使用（12回につき）	2,900	4,300	5,800	
テニスコート	1時間までごとに 1面ごとに	普通使用（1回につき）	3月1日から10月31日までの期間	450	700	900	
			11月1日から翌年の2月末日までの期間	200	300	400	
		回数使用（12回につき）	4,500	7,000	9,000		
浮棧橋		船長1メートルにつき1日につき		円 60			
船揚場		船長1メートルにつき1日につき		10			
体 育 館	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	貸切使用	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	円 670	円 1,000	円 1,330
				回数使用（12回につき）	6,700	10,000	13,300
		区分使用	1時間までごとに 1区分ごとに	普通使用（1回につき）	340	500	670
				回数使用（12回につき）	3,400	5,000	6,700
		その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	7,940	7,940	7,940
		その他の日	1時間までごとに	6,620	6,620	6,620	

入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	1時間までごとに	1,340	2,000	2,660
		区分使用	1時間までごとに1区分ごとに	680	1,000	1,340
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	11,920	11,920	11,920
		その他の日	1時間までごとに	9,930	9,930	9,930
宿泊室			1日までごとに1人につき	320	470	630

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「勤労青少年」とは、25歳未満の者であって、児童、生徒及び学生以外のものをいう。
- 3 「船長」とは、実測による船体の全長をいう。
- 4 船長に1メートル未満の端数がある場合は、端数を1メートルに切り上げる。
- 5 浮桟橋及び船揚場の使用については、1日を単位として計算し、その期間が1日に満たない場合の料金は、1日として計算する。
- 6 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 7 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 8 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
テント		1日までごとに1張につき	円 330
炊飯用具		1式1炊飯ごとに	110
スポーツ用具	陸上競技用具	1式1時間までごとに	140
	軟式野球用具	1式1時間までごとに	220
	ソフトボール用具	1式1時間までごとに	220
	ラグビーフットボール用具	1式1時間までごとに	40
	サッカー用具	1式1時間までごとに	40
	ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40
	スーパーホッケー用具	1式1時間までごとに	30
	グラウンド・ゴルフ用具	1式1時間までごとに	30
	テニス用具	1式1時間までごとに	40
	軟式庭球用具	1式1時間までごとに	40
	バスケットボール用具	1式1時間までごとに	130
	バレーボール用具	1式1時間までごとに	30
	バドミントン用具	1式1時間までごとに	30
卓球用具	1式1時間までごとに	60	
研修用舟艇	カヌー	1日までごと 使用時間が4時間以内の場合	240

		に1艇ごとに	使用時間が4時間を超える場合	360
	ヨット	1日までごと	使用時間が4時間以内の場合	300
		に1艇ごとに	使用時間が4時間を超える場合	450
放送設備		1式1時間までごとに		220
電気料	テニスコート又は体育館において電気を使用する場合は、実費を基準として知事が定める額			

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 研修用舟艇を児童、生徒又は学生が使用する場合の利用料金は、この表に掲げる額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。

2 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日